

令和7年度介護保険料のご案内

65歳以上の方の介護保険料は、ご本人の前年の収入や所得、世帯の課税状況等をもとに、個人ごとに毎年6月に決定しています。このたび、令和7年度の介護保険料が決定しましたので、お知らせします。

《令和7年度の所得段階別の保険料》

| 所得段階 | 対象となる方 | | 保険料（年額） | |
|-------|----------------------------------|--|-------------------------------|--|
| 第1段階 | 生活保護受給の方 | | 20,040円 | |
| | 本人が特別区民税非課税 | 老齢福祉年金受給の方 | | |
| 第2段階 | | 同じ世帯 ^{※1} にいる全員が特別区民税非課税 | 80万9千円以下の方 | |
| | | | 80万9千円を超えて120万円以下の方 | |
| 第3段階 | 本人が特別区民税非課税 | 本人の前年の課税対象年金収入額 ^{※2} とその他の合計所得金額 ^{※4} の合計が | 120万円を超える方（本人が特別区民税未申告の方を含む） | |
| | | | 49,680円 | |
| 第4段階 | 同じ世帯 ^{※1} に特別区民税課税の方がいる | 本人の前年の課税対象年金収入額 ^{※2} とその他の合計所得金額 ^{※4} の合計が | 80万9千円以下の方 | |
| | | | 80万9千円を超える方（本人が特別区民税未申告の方を含む） | |
| 第5段階 | | | 58,440円 | |
| | | | 80,040円（基準額） | |
| 第6段階 | 本人が特別区民税課税 | 120万円未満の方 | 85,680円 | |
| 第7段階 | | 120万円以上210万円未満の方 | 104,160円 | |
| 第8段階 | | 210万円以上320万円未満の方 | 120,120円 | |
| 第9段階 | | 320万円以上420万円未満の方 | 136,080円 | |
| 第10段階 | | 420万円以上520万円未満の方 | 152,160円 | |
| 第11段階 | | 520万円以上620万円未満の方 | 168,120円 | |
| 第12段階 | | 620万円以上720万円未満の方 | 184,200円 | |
| 第13段階 | | 720万円以上820万円未満の方 | 200,160円 | |
| 第14段階 | | 820万円以上1,000万円未満の方 | 232,200円 | |
| 第15段階 | | 1,000万円以上1,500万円未満の方 | 264,240円 | |
| 第16段階 | | 1,500万円以上2,000万円未満の方 | 296,160円 | |
| 第17段階 | | 2,000万円以上3,500万円未満の方 | 328,200円 | |
| 第18段階 | | 3,500万円以上5,000万円未満の方 | 360,240円 | |
| 第19段階 | | 5,000万円以上の方 | 392,280円 | |

◎第1～3段階の保険料については、公費負担による軽減を実施しています。

※1 世帯 **令和7年4月1日現在の住民票の世帯です。**ただし、4月2日以降に区外から転入されてきた場合や年度途中で65歳になられた場合、その年度はそれぞれ、転入日、65歳誕生日の前日の世帯を基準とします。

※2 課税対象年金収入額 非課税年金（障害年金、遺族年金など）以外の公的年金等の総支給額です。

※3 合計所得金額 年金・給与等の収入から必要経費（公的年金の場合は公的年金等控除額）を差し引いた所得額の合計のことで、扶養控除や社会保険料控除等の所得控除をする前の金額です。繰越控除の適用がある場合は繰越控除前の金額をいいます。保険料算定の際は、土地売却等に係る特別控除がある場合、長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した後の金額を用います。

なお、当該所得金額が0円を下回った場合は0円とみなします。

※4 その他の合計所得金額 合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた金額です。0円を下回った場合は0円とみなします。なお、その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得の金額（所得金額調整控除がある場合は控除前の金額）から10万円を控除した金額を用います（0円を下回った場合は0円とみなします）。

介護保険料決定通知書の見方

お手元の介護保険料決定通知書とあわせてご覧ください。
各項目の詳細については、通知書の裏面に記載しています。

(1) 所得段階区分

ご本人の所得や年金収入額および世帯の課税状況により決定した所得段階と、お支払いいただく保険料の年額を記載しています。所得段階別の保険料については1ページをご参照ください。

(2) お支払いいただく金額

特別徵收

2か月に1度の年金から保険料をお支払いいただく方はこちらに金額を記載しています。
詳細は**4ページ**をご参照ください。

普通徵收

納付書または口座振替でお支払いいただく方はこちらに金額を記載しています。
詳細は [5ページ](#)をご参照ください。

併用徵收

特別徴収と普通徴収の両方でお支払いいただく場合もあります。
特別徴収合計と普通徴収合計をあわせた金額が年間保険料額となります。

(3) 来年度 4 月・6 月の保険料

特別徴収の方は令和8年4月、6月にお支払いいただく金額が決まっています。
令和8年4月、6月のお支払い額は、令和8年2月と同額です。



～よくある質問～

Q 1. 今年度の支払いは特別徴収（年金からの支払い）となっていますが、この通知を受け取ったことで、必要な手続きはありますか？

A. 必要な手続きはありません。

介護保険料決定通知書は、今年度の保険料をお知らせするものです。年金からお支払いいただく保険料の金額をご確認ください。

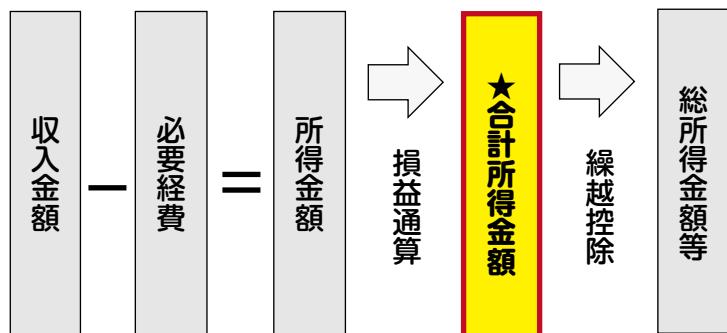


Q 2. 6月上旬に日本年金機構から届いた「年金振込通知書」と「この通知書」とでは、保険料の金額が違うのはなぜですか？

A. 日本年金機構が発行する年金振込通知書には、練馬区で保険料を決定する前の見込み額が記載されているからです。保険料は毎年6月に決定し、通知しています。これは、保険料を計算するもととなる住民税の確定する時期が6月であるためです。

今回お送りした介護保険料決定通知書に記載している金額が、実際に年金からお支払いいただく保険料の金額となります。

Q 3. 合計所得金額とはなんですか？



A. 合計所得金額とは、年金・給与等の収入から必要経費を控除した金額のことです。基礎控除、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。繰越控除の適用がある場合は繰越控除前の金額をいいます。

合計所得金額は、非課税の判定や東京都シルバーパスの判定等に用いられます。

Q 4. 今まで年金から保険料を支払っていたのに、今年は納付書が届きました。なぜですか？

A. 令和6年度の保険料額が、令和5年度と比べて大きく下がった方については、令和6年度中に特別徴収（年金からの支払い）を停止しています。特別徴収は、一度停止すると、再開できるのは翌年度の10月からとなります。よって、令和7年度の保険料は、6月から9月までが普通徴収（納付書または口座振替での支払い）、10月以降が特別徴収となります。

Q 5. 3月期までの納付書が届きましたが、支払ったあとで年金からの支払いに切り替わりませんか？

A. 令和7年度中において、特別徴収（年金からの支払い）に切り替わることはありません。準備が整い次第、令和8年度以降、順次特別徴収に切り替わります。



～どんな介護サービスを利用し、利用料をどれくらい支払ったか知りたい～

利用された介護サービス事業者が毎月発行する請求書や領収書等をご確認ください。もし紛失等で領収書等がお手元にない場合は、「介護保険ご利用状況のお知らせ」を発行します。詳しくは、介護保険課給付係（03-5984-4591）までお問い合わせください。なお、「介護保険ご利用状況のお知らせ」は、医療費控除証明書として確定申告にはご利用いただけませんので、ご注意ください。



特別徴収(年金からのお支払い)の方の納付

保険料は、介護保険法第135条により特別徴収(年金からのお支払い)が原則です。

これまで納付書や口座振替でお支払いいただいていた方も、特別徴収義務者(厚生労働大臣等)から練馬区へ年金受給者情報の通知があった方は、順次、特別徴収に切り替えとなります。

本人の希望によるお支払い方法の選択はできません。

年金から
差し引かれます

4月

6月

8月

10月

12月

2月



●特別徴収開始月別のお支払い回数

- 令和6年度以前から特別徴収の方
- 4月から特別徴収の方

●6月から特別徴収の方

4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月の
6回でお支払い。

6月・8月・10月・12月・翌年2月の5回で
お支払い。

【仮徴収について】

令和7年度の4月・6月は令和6年度の保険料額で計算した見込み額をお支払いいただきました。

| 令和7年度 | | | | | | 令和8年度 | |
|-------|----|-------------------|-----|-----|----|-------|----|
| 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 | 4月 | 6月 |
| 仮徴収期間 | | 令和6年中の収入・所得に応じて計算 | | | | 仮徴収期間 | |

●8月から特別徴収の方

8月・10月・12月・翌年2月の4回でお支払い。

●10月から特別徴収の方

6月・7月・8月・9月は納付書または口座振替でお支払い。

10月・12月・翌年2月の3回は年金からのお支払い。

※令和7年度は普通徴収と特別徴収をあわせた併用徴収となります。

| 普通徴収 | | | | 特別徴収 | | |
|--------------------------------------|----|----|----|-----------|-----|----|
| 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 12月 | 2月 |
| 納付書または口座振替でお支払い ※4月・5月のお支払いはありません | | | | 年金からのお支払い | | |

＜納付書でお支払いの方＞

6月期から9月期までの各期別納付書4枚と、一括納付書1枚を同封しています。

いずれかでお支払いください。

＜口座振替でお支払いの方＞

10月期以降の口座振替は停止し、特別徴収に切り替わります。

普通徴収(納付書や口座振替でお支払い)の方の納付

原則として、6月期から翌年3月期までの各期別納付書10枚と、一括納付書1枚を同封していますので、いずれかでお支払いください。

なお、口座振替をご登録いただいている方には、納付書はお送りしていません。

※4月・5月のお支払いはありません。6月から翌年3月までの10回で年額の保険料をお支払いいただきます。

【例】1年間の保険料が80,040円(第5段階)の場合

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-----|----|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 納付額 | — | — | 8,040 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 |

お支払いする月

※100円未満の端数は、6月にお支払いいただきます。

| | | | |
|-----------|--|------------|--|
| 納付書 払い | 毎月月末が納期限です。 納付書は、金融機関やコンビニエンスストアなどでお使いいただけます。 | 口座振替 払い | 毎月月末が口座振替日です。 口座振替日が金融機関等の休業日にあたる場合は、翌営業日が口座振替日となります。 |
|-----------|--|------------|--|

令和7年度に資格取得・資格喪失された方

1 令和7年4月から6月までに65歳になられる方

(昭和35年4月2日から7月1日までにお生まれの方)

※年齢は誕生日の前日に加算されます。
(年齢計算に関する法律等)

40歳から64歳までの方は医療保険料とあわせて介護分保険料をお支払いいただいているが、65歳を迎えますと、医療保険料とは別に、介護保険料を練馬区に直接お支払いいただくように変更になります。

2 普通徴収の方で転出・死亡により介護保険の資格を喪失された方

令和7年4月30日以降に死亡された場合または令和7年5月以降に転出された場合は、被保険者として資格があった期間(前月分まで)を6月期分としてお支払いいただきます。

なお、死亡された日が月末の場合は、死亡した月までの保険料を月割りでお支払いいただきます。

納め忘れのない口座振替が便利です

①インターネットからの申し込み

パソコン・スマートフォン・タブレット端末から申し込みができます。右の二次元コードを読み取るか、練馬区ホームページ内「Web口座振替受付サービス」から申し込みください。各月5日までの申し込みで、当月から口座振替が開始されます。



②金融機関(口座振替依頼書)で申し込み

口座振替依頼書、通帳、届出印をお持ちになり、金融機関・郵便局の窓口にて申し込みください。原則、申し込みの翌月から口座振替が開始されます。

所得段階が第3段階または第5段階の方

1月1日に練馬区に住民票がなかった方は、課税地の区市町村に所得状況などを確認しております。**所得状況により保険料が変更になる場合があります。変更になる方には7月以降に改めて通知いたします。**

(7月以降の保険料を早めにお支払いいただくと、過不足が発生する場合があります。)

※通知書内<①介護保険料の算定明細 区民税課税状況>に「課税なし」と記載のある方

| 税課税状況 | 世帯全体の 区民税課税状況 |
|-------|------------------|
| | 区民税課税状況 |
| ***** | ***** |
| 課税なし | 課税なし |

1 令和7年1月1日に練馬区にお住まいでなかった方

●練馬区外の住所地特例施設に入所されている方

他区市町村の「住所地特例対象施設」に入所し施設所在地に住民票を移された場合、入所前の住所地（練馬区）が引き続き介護保険の保険者になります。この制度のことを「住所地特例」といい、保険料についても引き続き練馬区にお支払いいただきます。

●令和7年1月2日から4月1日までに練馬区に転入された方

前の自治体で保険料を特別徴収（年金からのお支払い）されていた方は、8月または10月から特別徴収を開始する予定です。

なお、転入届を提出された時期によっては、特別徴収の開始が令和8年度以降となることがあります。

●令和7年4月2日以降に練馬区に転入された方

転入後すぐには特別徴収（年金からのお支払い）は開始できません。今年度のお支払い方法は、普通徴収（納付書または口座振替でお支払い）となります。前住所地で特別徴収だった方も普通徴収となります。令和8年度4月から特別徴収を開始する予定です。

2 住民税の申告をしていない方は、手続きによって所得段階が下がる場合があります

住民税の申告をしていない方（扶養されている方も含む）で、以下の2つの【申告要件】にあてはまる場合は、「住民税の申告書」または「介護保険料等に関する簡易申告書」をご提出ください。

所得段階第3段階の方は第1段階に、第5段階の方は第4段階に変更になります。

- 【申告要件】**
- 所得段階が第3段階または第5段階の方（区民税課税状況が「課税なし」の方）
 - 前年中に収入が無かった方（課税対象となる公的年金収入のある方は除く）



令和7年1月1日のお住まいが…

「練馬区」の方

- 練馬区の税務課に「令和7年度特別区民税・都民税の申告書」をご提出ください。

「練馬区以外」の方

- 令和7年1月1日お住まいの自治体へ、令和7年度住民税の申告を行ってください。
- 申告（提出）後、介護保険課資格保険料係まで必ずご連絡ください。

「海外」の方

- 「介護保険料等に関する簡易申告書」をご提出していただく必要がありますので、介護保険課資格保険料係までご連絡ください。

生計困難な方の介護保険料の減額

以下のすべての要件に該当する方は、令和7年度の保険料を第1段階の保険料額に減額します。
介護保険課資格保険料係への申請が必要です。

申請の受付は、令和8年3月末日まで(土・日・祝休日および12月29日～1月3日を除く)です。

≪減額対象者の要件≫

- ①保険料の所得段階が、**第2段階**または**第3段階**の方
- ②保険料を滞納していない方
- ③世帯の年間収入金額および預貯金額が、下表の基準以下であること

| 世帯人数 | 収入金額 (世帯全員分の合計額) ※遺族年金や障害年金、手当、仕送りなどの非課税収入も含む | 預貯金等 (世帯全員分の合計額) ※預貯金、有価証券、債券など |
|------|---|---------------------------------------|
| 1人 | 150万円以下 | 150万円以下 |
| 2人 | 200万円以下 | 200万円以下 |
| 3人以上 | 1人増えるごとに50万円加算 | 1人増えるごとに50万円加算 |

申請を希望される方は、まずは介護保険課資格保険料係までお問い合わせください。

災害など特別な事情で介護保険料のお支払いが困難な方

災害など特別な事情で、一時的に収入が減少し保険料をお支払いすることが困難な方を対象に、保険料を減免する制度があります。詳しくはお問い合わせください。

介護保険料を納めないと…

保険料を納めないと、以下の対応を取らせていただく場合がありますので、お支払い忘れのないようお願いします。

| | |
|------------------|---|
| 督促状の送付 | 納期限までにお支払いが確認できない場合は、地方自治法にもとづき督促状を送付します。 |
| 催告書の送付 | 督促状を送付しても、なお完納されない場合は、催告書の送付により、お支払いをお願いしていきます。 |
| 電話による納付催告 | 区が委託した民間の専門オペレーターが電話でお支払いのご案内をしていきます。 |
| 滞納処分 (財産の差押え) | 催告をしてもお支払いいただけない場合は、預貯金等の財産の差押えを行う場合があります。 |
| 給付制限 (給付額減額) | 保険料を滞納している期間に応じて、介護サービスを利用した際の自己負担割合が3割または4割に一定期間引き上げられます。また、高額介護サービス費などの支給が受けられなくなります。 |

※納期限を過ぎた保険料は、原則一括でのお支払いです。一括でのお支払いが困難な場合は、お支払い方法のご相談をお受けします。詳しくはお問い合わせください。

介護保険料の所得控除(社会保険料控除)について

保険料は、確定申告等の社会保険料控除の対象になります。

必要な方は、つぎの書類を申告資料としてご利用ください。

| | |
|--------|-------------------------------------|
| 特別徴収の方 | 公的年金等の源泉徴収票(1月中旬頃、日本年金機構や共済組合等から発行) |
| 普通徴収の方 | 介護保険料納付済額確認書(1月下旬頃、区から送付) |

令和7年度の介護保険料について

【介護保険制度のしくみ】

介護保険は、介護が必要となった方が地域で安心して暮らしていくための制度です。

区市町村が運営し、40歳以上のすべての方が加入して保険料を納めます。

介護が必要になったときには、費用の一部（1割から3割）を負担することで介護サービスを利用できます。

●パンフレット「すぐわかる介護保険」

介護保険の利用方法やサービス内容などを紹介しています。

【配布場所】介護保険課（区役所東庁舎4階）、地域包括支援センター、

区民事務所（練馬を除く）、図書館、はつらつセンターなど

※練馬区ホームページにも掲載しています。

右の二次元コードからご覧いただけます。



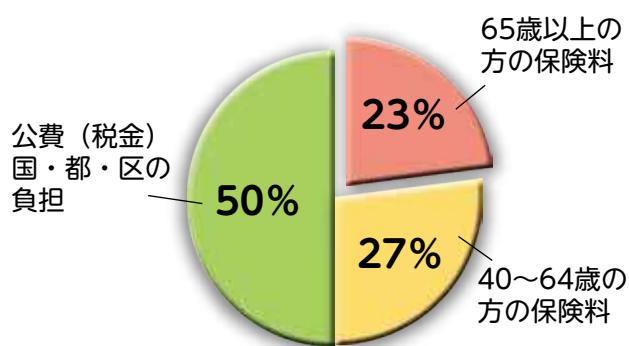
【介護保険の財源】

保険料は介護保険の大切な財源です。

介護保険の財源は40歳以上の皆様にお支払いいただく保険料と公費（税金）でまかなわれています。

右のグラフは、介護保険費用の負担割合です。

65歳以上の方と40歳から64歳までの方の負担割合は、全国一律に設定されます。



【65歳以上の方の介護保険料（基準額）の決まり方】

$$\text{練馬区で必要な介護サービスの総費用} \times 65\text{歳以上の方の負担分 } 23\% \div \text{練馬区に住む65歳以上の方の人数} = \text{練馬区の令和6～8年度の保険料の基準額} \\ 80,040\text{円 (年額)} \quad 6,670\text{円 (月額)}^*$$

※保険料（年額）を月割りにした目安であり、実際の請求額とは異なります。

保険料は、練馬区の介護サービス費用がまかなえるように「基準額」を算出し、これをもとに、所得に応じた負担になるように19段階の保険料に分かれます。

所得段階別の保険料については1ページをご参照ください。

●令和7年度介護保険料の所得基準額の見直し【80万円 ⇒ 80万9千円】

第1～2段階、第4～5段階を区分する所得基準額は、老齢基礎年金の支給額相当として国が定めています。

これまで「80万円」とされてきましたが、令和6年中の老齢基礎年金の支給額が増額されたことに伴い、令和7年度は「80万9千円」に変更されました。



【お問合せ先】練馬区 高齢施策担当部 介護保険課 資格保険料係（区役所東庁舎4階）

電話 03-3993-1111（代表） ファクス 03-3993-6362

月～金曜 午前8時30分～午後5時15分（祝休日および12月29日～1月3日を除く）